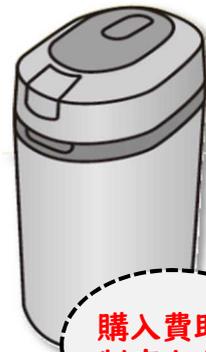


電気式 生ごみ処理機

無料で貸し出します!!



購入費助成
制度もあり

手軽に生ごみを減量してくれる「電気式生ごみ処理機」をご家庭で使ってみませんか？

貸出対象者

金沢市民の方（個人または団体）

【電気式生ごみ処理機とは？】

- ・電気ので生ごみを乾燥させ、減量するものです。
- ・出来上がった乾燥処理物は、菜園などで利用できます。



貸出要件

	①個人で申請の場合	②団体で申請の場合
貸出期間	2か月間（60日間）まで	6か月間（180日間）まで
貸出台数	1世帯あたり1台	1団体あたり最大10台
その他要件	—	<ul style="list-style-type: none">・5世帯以上で構成される団体であること・利用者1世帯あたり1台貸出・できた乾燥処理物を家庭菜園等で活用すること

※利用者の方には、貸出終了後、アンケートにご協力いただきます。

※貸出は1世帯あたり1回に限ります。

申請方法

- ① お電話で貸出の予約をしてください。（ごみ減量推進課：220-2302）
- ② 申請書を提出してください。（ごみ減量推進課窓口に参加、郵送、電子申請）

※申請書は金沢市ホームページからダウンロードできます。

※貸出台数に上限があるため、貸出状況により貸出をお待ちいただく場合があります。



【申請書はこちら】

お問い合わせ・お申し込み先

金沢市 電気式生ごみ処理機

検索

〒920-8577 金沢市柿木畠 1-1 金沢市環境局ごみ減量推進課

TEL 220-2302 FAX 260-7193 E-Mail : gomigen@city.kanazawa.lg.jp

電気式生ごみ処理機の購入費助成制度、乾燥処理物の活用方法については裏面参照→

電気式生ごみ処理機の購入をご検討中の方へ

金沢市では、電気式生ごみ処理機の購入費助成制度があります。

○助成対象

金沢市民の方

○助成額

購入価格（税込み）の2分の1相当額
（上限4万円まで。千円未満は切り捨て。）

○申請方法

指定販売店で購入の場合は、購入店で助成額を差し引いた金額で購入できます。指定販売店以外で購入の場合は、電子申請、ごみ減量推進課窓口にて持参、または郵送で申請してください。

○その他

1世帯につき1台までが対象です。
（ただし、5年後以降に買い替えた場合は、再度申請が可能です。）

申請の1年後に使用状況等のアンケートにご協力いただきます。



電気式生ごみ処理機でできた乾燥処理物はどうしたらいい？

生ごみリサイクル循環システム **ベジマくるもん**

できた乾燥処理物は、家庭菜園やお庭で肥料としてお使いいただけるほか、金沢市と提携する回収店舗に持ち込むことで、**5 Kg で 500 円分のお買い物に使えるポイント**がもらえます。



回収店舗		所在地	回収日時	
JA 金沢市 ほがらか村	本店	松寺町末 59-1	土・日	8:30~18:00
	野田店	野田町△ 94-1	毎日	
	崎浦店	小立野 3-28-12		
金沢森林組合緑化木センター		末町 12 字 148-1	毎日 (1・2月の土日祝日定休)	9:00~17:00
北陸園芸商 組合	F&G かどむら	春日町 11-11	月~金 (土・日休)	9:00~18:00
	マツシタガーデン	弥生 1-33-20	月・火・木~日 (水曜定休)	9:00~18:00
JEE-SA ジーサ		西念 4-28-10	月~水・金~日 (木曜定休)	10:00~15:00
いなば生花店		金石西 1-6-16	毎日 (不定休)	9:00~15:00